

厚生労働大臣
坂口 力 殿

平成 15 年 4 月 28 日
総合規制改革会議
議長 宮内 義彦

資料等提出依頼

4月9日に開催された第5回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：5月8日（木）17：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

1. 保育所については、児童福祉法第39条に規定する「保育に欠ける」幼児等に対して入所を許可するという、幼稚園には存在しない、過去の措置制度の考え方があるため、幼稚園と保育所との一元的な運営を妨げているのではないかとの指摘に関して、貴省の見解及びその理由についてご教示頂きたい。
2. 平成14年度から開始されている保育所サービスに関する第三者評価制度の評価基準、運用方法等についてご教示頂きたい。
特に、「調理室を見せることが、人格形成上重要であるため、同一敷地内に調理室を設置することが必要である」との貴省のご説明に関連して、食育の観点からの評価基準について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。
3. 「離乳食は衛生上等の特別な問題があるため、保育所には、同一敷地内に調理室が必要である」との貴省のご説明であるが、「衛生上の問題の生じない範囲で近隣の調理室を活用してもよいのではないか」、「0歳児等離乳食を必要とする幼児が入所していない保育所であれば問題ないのではない

か」との指摘に関して、厚生労働省の見解及びその理由についてご教示頂きたい。

上記 に関連して、「おやつなどを含め、頻繁に食事を提供しないといけない」という理由に関して、「昼食以外に提供される食べ物全てについて、現実に全国の保育所で、敷地内調理が必要なものが提供されている」というデータについて、具体的かつ詳細に資料をご教示頂きたい。

また、調理済みのものをその都度運ぶこととしてはならない理由について、厚生労働省の見解及びその理由についてご教示いただきたい。

- 4 . 調理室の同一敷地内設置基準が規定された当時と比較して、デリバリーサービスやクリーンルーム、異なるメニューに対応する技術等が向上している中で、同一敷地内基準を存続させることの意義について、貴省の見解及びその理由についてご教示頂きたい。
- 5 . 社会状況の変化に則して、教育及び保育に関する消費者ニーズが多様化している中で、貴省の把握されている具体的なニーズの内容及びその経年的推移に関するデータについて、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

以上

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。